

令和 8 年度 事業計画

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

1 基本方針

玉名法人会は、よき経営者を目指す者の団体として、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献する等、公益社団法人として相応しい活動を積極的に実施する。

(1) 公益活動の充実

公益社団法人として不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するため、社会貢献活動をはじめ租税教育、税の啓発活動、及び地域社会への貢献活動を積極的に実施する。

(2) 組織・財政基盤の強化

組織財政基盤の強化のため、会員相互の協力を得ながら事業活動の充実、会員交流事業を行い、会員増強活動を行っていき、会の財政強化を図っていく。

また、経営者大型保障制度等の福利厚生制度についても受託保険会社と連携し会員企業を守るため積極的な推進を行う。

2 主要事業

(1) 公益目的事業

ア 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業（公 1）

（ア）税知識の普及を目的とする事業

a 租税教室の実施

玉名地区租税教育推進協議会の統制を受け、玉名税務署管内の小・中学校及び高校に本会の青年部会、女性部会会員等が出向き、税に関するDVDの上映・クイズ等により租税教育を実施し、次代を担う児童、生徒に税金の意義や納税の義務等の税知識を深める。

b 税務研修会の開催

さまざまな税を研修のテーマに取り上げ、税に関する理解と知識を深めるとともに、正しい税知識を身につけることを目的に本会、青年部会、女性部会、支部・地区で企画し開催する。この際、広報手段を活用し会員以外にも参加を促す。

c HP 及び広報誌による税情報の発信

全法連のHPシステムに連携し、HPを日々充実させ各種事業の開催案内や参加要領等の情報を不特定多数の者に提供する。更に、国税庁や熊本県HPへのリンクを行い、適宜必要な税に関する情報を広く提供する。又、本会の広報誌「ほうゆう」を年2回発行し、地域情報等身近な情報を会員に伝達する。また、会員に限らず、各行政機関や公共の場所、及び各地域のイベント等においても配布し広報する。

加えて、納税者に対して国税庁が利用拡大を進めている e-Tax の利用、キャッシュレス納付等について各種媒体を利用して周知・広報活動に取り組み普及推進を図る。

d 税知識広報用下敷きの寄贈

国税庁の「税を考える週間」の時期に、税の大切さと税の使われ方等納税知識の普及推進を図ることを目的として、玉名税務署管内の小学生を対象に各市町の教育長を通じ、税の使途等を印字した下敷きを寄贈する。

e くまもと z e i 税ウォーキングへの参加

熊本県法人会連合会が次世代を担う小学生高学年を対象に税知識の普及を目的に主催する「くまもと z e i 税ウォーキング」に、青年部会及び女性部会からの運営スタッフ要員を含め参加し、税の啓発活動を支援する。

(イ) 納税意識の高揚を目的とする事業

a 税に関する作文の表彰

国税庁の「税を考える週間」に合わせ、玉名地区租税教育推進協議会の構成税務関係団体との共催により、玉名税務署管内の中学生を対象に「税」をテーマに作文を募集する。その中から優れた作品を選考し、毎年11月の「税を考える週間」に表彰する。受賞作品は、本会の広報誌に掲載し、納税意識の高揚を図る。

b 税金クイズ大会の実施

和水町が開催する「戦国肥後国衆まつり」に参加し、法人会のブースを設け、来場者を対象に、税金に関するクイズ大会を行い、税知識の高揚を図る。併せて同会場において全法連が作成した税知識広報用のパンフレット等を配布し、広く納税意識の高揚を図る。

また、青年部会が小学校の児童に対し租税教室を行っているが、授業の一貫でなく、休日等を利用して児童を募集し税金クイズを行い納税意識の高揚を図る。

c 税に関する絵はがきコンクールの実施

全法連女性部会連絡協議会主催の「税に関する絵はがきコンクール」に女性部会をもって参加し、小学高学年を対象に、税をテーマにした絵はがきを募集し、「税」についての理解と意識を啓発する。

募集作品の中から優秀賞を選出し、県法連を経て全法連へ出品する。優秀作品については小学校に出向き表彰及び副賞を授与する。

また、応募作品は、広報効果のある場所に掲示するとともに、受賞作品は、本会の広報誌に掲載する。

おって、税務署長が推薦する作品に対し税務署長賞をもうけ表彰状を贈呈する。

(ウ) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

a 税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出

会員から税制に関する要望を取りまとめ、県法連に要望書を提出する。

b 税制改正の提言を関係機関へ提出しての提言活動

全法連の全国大会で決議された提言事項を、全法連及び県法連の提言活動と連携し、管内各市長、市議会議員等に対し提言活動を実施する。

c 全国大会等への参加

全国の経営者等が一同に集い、税制・財政地域社会の健全な発展及び租税教育等について、法人会の目的を達成するための情報や意見の交換が行われている。本会においても、今後の活動をさらに充実するため、全国大会に参加する。また、南九州法人会連絡協議会、熊本県法人会連合会が開催する大会についても参加する。

d 全国青年の集い等への参加

全国の青年経営者等が一同に集い、税制・財政地域社会の健全な発展及び租税教育等について、法人会の目的を達成するための情報や意見の交換が行われている。本会青年部会においても、今後の活動をさらに充実するため、全国青年の集いに参加する。また、南九州法人会連絡協議会、熊本県法人会連合会が開催する青年の集いについても参加する。

e 全国女性フォーラム等への参加

全国の女性経営者等が一同に集い、税制・財政地域社会の健全な発展及び租税教育等について、法人会の目的を達成するための情報や意見の交換が行われている。本会青年部会においても、今後の活動をさらに充実するため、全国女性フォーラムに参加する。また、南九州法人会連絡協議会、熊本県法人会連合会が開催する女性の集いについても参加する。

イ 地域の経済社会環境の整備改善等を図る事業（公２）

（ア） 地域企業の健全な発展に資する事業

講演会等（研修会）の実施

地域企業の健全な発展を目的とし、経済、社会保障、健康管理等の様々なテーマを設けて実施する。内容は、受講者からの要望を取り入れ、本会の事業研修委員会及び健康経営委員会において検討を行い決定する。また、支部、青年部会、女性部会でも企画し開催する。この際、会員以外にも広報媒体を利用し参加を広く呼び掛ける。

加えて、地域企業の健全な発展を目的とし、文化、芸術及び地域の産業などの多岐にわたった内容で研修旅行を開催する。

（イ） 地域社会への貢献を目的とする事業

a 献血活動

熊本県赤十字血液センターと連携し、主に毎年血液が不足する１月から３月に実施する。青年部会及び女性部会をもって熊本県赤十字血液センターが作成したポスターを公共施設掲示板等に掲示し、会員及び非会員への献血参加を呼び掛けるとともに、会員自らも献血に参加する。

b 清掃活動

青年部会を中心に、玉名税務署管内の公共場所である史跡や広場等の清掃を実施し地域の文化財の保護や美化活動を行なう。実施場所は、玉名税務署管内の公共場所から選定する

c 施設訪問

女性部会員を中心に、玉名税務署管内の福祉施設等を訪問し、入居者等との交流を図って励まし、地域の福祉事業を支援する。訪問先は、玉名税務署管内の施設の中から選定する。

d 中学生の地元企業見学支援

玉名税務署管内の中学校2年生を対象とし、社会教育の一環として実施される地元企業見学を支援し、労働と経済活動についての知識を付与するとともに、故郷への誇りを持たせる。

e 起業家育成教育支援

玉名商工会議所青年部主催の小学5、6年生を対象とした「ジュニアエコノミーカレッジ in たまな」（商売体験プログラム）の企画に参画し、各種経営セミナーや模擬会社の設立から経営、納税までの商売を体験させ将来の地域を担う起業家を育成して、地域企業の発展を図る。

f 地域の祭り（イベント）への参加

玉名税務署管内の各地域による祭り（イベント）に参加し、地域の活性化及び地域振興と居住者の交流を図りつつ、税情報をはじめ様々な地域情報の提供の場とする。

g いちごプロジェクトへの参加

全法連女連協が主催する「いちごプロジェクト」に女性部会を持って参加し、国の節電施策に協力する。

広報誌等に於いて節電協力の広報を行ない、各家庭での節電の啓蒙活動をおこなう。

（2） 共益目的事業

ア 会員の交流に資する事業（他1）

（ア）会員交流会等

会員が総会等の機会に集まり、広く意見を交換し、懇親を深める。

（イ）支部等、青年部会、女性部会交流会等

それぞれの部会等に所属する会員が集まり、広く意見を交換し、懇親を深める。

（ウ）会員親睦スポーツ大会

ゴルフ等を通じて経営者としての情報交換を行うとともに会員の交流親睦を深める。

イ 会員のための福利厚生等の推進に関する事業（他1）

受託保険会社3社との連携を一層強化し、会員企業の安定を担保する福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化のため、積極的な推進活動を行う。

（ア）経営者大型総合保障制度の普及と推進(大同生命保険(株))

（イ）ビジネスガードの普及と推進(AIG 損害保険(株))

（ウ）がん保険制度の普及と推進(アフラック生命保険(株))

(3) その他本会の目的を達成するための事業

ア 総会、理事会

定款に基づき、会員を招致して会の運営等に関する議案を審議、承認決議する。

イ 委員会

総務委員会等の委員を招致して委員会の所掌に係る議案を審議する。

ウ 会員増強対策会議

関係役員等を招致して会員を増強するための対策を協議し、会勢拡大を図る。

エ 青年部会事業報告会、役員会

規約に基づき、部会員を招致して部会事業の実施状況等について報告する。

オ 女性部会事業報告会、役員会

規約に基づき、部会員を招致して部会事業の実施状況等について報告する。

カ 支部等事業報告会、役員会

規程に基づき、支部等管内の会員を招致して支部事業の実施状況等について報告する。

キ 会議の開催、上級組織開催事業への参加

細部は「令和8年度主要事業予定表」のとおりである。

都合により日程の変更等をする場合がある。